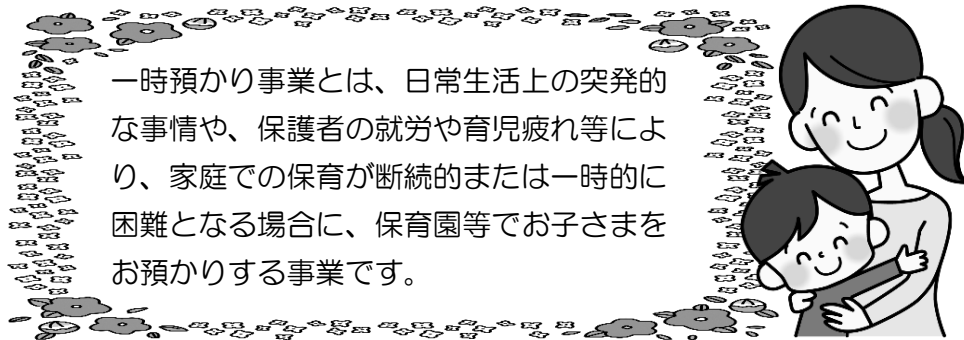


佐倉市の一時預かり事業

令和4年4月1日～



一時預かり事業とは、日常生活上の突発的な事情や、保護者の就労や育児疲れ等により、家庭での保育が断続的または一時的に困難となる場合に、保育園等でお子さまをお預かりする事業です。

1. 対象となるお子さま

- ◎佐倉市在住の心身ともに健康な就学前のお子さま
- ◎原則として保育園・幼稚園等に在園していないお子さま

2. 保育サービス内容

◎定期利用（週3日以内）

- ・就労、介護、就学等により、家庭での保育が断続的に困難となる場合に、ご利用が可能です。
- ・証明書類の提出が別途必要となります。
- ・利用開始月から最長1年間のご予約が可能です。

◎不定期利用（月15日以内）

- ・育児に伴う心理的・身体的負担の軽減、求職活動、保護者の疾病、入院、不妊治療、出産、里帰り出産、冠婚葬祭など、家庭での保育が一時的に困難となる場合に、ご利用が可能です。
- ・申請月を含めて最長2ヶ月分のご予約が可能です。

★定期利用と不定期利用の併用・複数の施設の併用が可能です。

（1施設につき月15日以内）

★各施設ごとに受入人数に定員があり、保育体制が整わない等の理由により、お断りすることもあります。

3. 一時預かり実施施設と利用料

・各施設へ直接お問合せください。〈月～金 8:30～17:00〉

・4月1日時点の年齢で料金が決まります。生活保護世帯は無料です。

年 齢	利 用 料	
	4時間以内	8時間以内
3 歳 未 満 児	1,000円+給食費	2,250円+給食費
3 歳 以 上 児	350円+給食費	950円+給食費

※給食費は施設ごとに異なります。

★延長保育：利用が8時間を超える場合に、1時間につき250円の延長保育の利用が

施 設	電話番号	受入開始年齢・給食費・保育時間
(公) 佐倉保育園 (鎌木 198-3)	043- 481-1741	満6ヶ月～ 給食費：1日250円 【月～金】8:30～17:00 【土】 8:30～12:30
(公) 根郷保育園 (大崎台 4-3-2)	043- 484-4661	生後57日目～ 給食費：1日250円 【月～金】8:30～17:00 【土】8:30～12:30
(公) 北志津保育園 (井野 869-9)	043- 460-1880	満6ヶ月～ 給食費：1日250円 【月～金】8:30～17:00 【土】8:30～12:30
(公) 馬渡保育園 (馬渡 818-2)	043- 498-0042	生後57日目～ 給食費：1日250円 【月～金】8:30～17:00 【土】8:30～12:30
(私) ユーカリハローキッズ (上座 383-1)	043- 488-3130	満6ヶ月～ 給食費：1日300円 【月～金】8:30～17:00
(私) ソラストさくら保育園 (上志津 1704-6)	043- 463-7351	満6ヶ月～ 給食費：1日250円 【月～金】8:30～17:30

施設	電話番号	受入開始年齢・給食費・保育時間
(私) にじいろ保育園佐倉 (白銀 1-24-5)	043-309-7526	満6ヶ月～ 給食費：1日 250円 【月～金】 8:30～17:00 【土】 8:30～12:30 ※ご相談に応じます。
(私) 生活クラブ風の村 保育園佐倉東 (本町 142-1)	043-481-0225	満6ヶ月～ 給食費：1日 300円 【月～金】 8:30～17:30 【土】 8:30～12:30
(私) ウエスト・ デイリーキッズ (ユーカーリが丘四丁目1番1 ウエストタワー2階)	043-312-2645	満6ヶ月～ 給食費：1日 300円 【月～金】 8:30～17:00
(私) 吉見光の子モンテッ ソーリ子どもの家 (吉見 193-1)	043-309-8372	満6ヶ月～ 給食費：1日 500円 【月～金】 8:30～17:00
(私) アンファン ひのきさくら (寺崎北 2-12-1)	043-310-5757	満6ヶ月～ 給食費：1日 250円 【月～金】 8:30～17:30

余裕活用型一時預かり保育を実施している保育園

下記の施設については、入園児童が定数になり次第、一時預かりは、

施設	電話番号	受入開始年齢・給食費・保育時間
(私) はくすい保育園 (岩名 961-2)	043- 483-8941	満6ヶ月～ 給食費：1日 250円 【月～金】 8:30～17:30 【土】 8:30～12:30
(私) 臼井はくすい保育園 (王子台 1-23 臼井 7013F)	043- 309-5246	満6ヶ月～ 給食費：1日 250円 【月～金】 8:30～17:30 【土】 8:30～12:30

5. 申込み方法 ※ご利用を希望する施設へ、直接お申込みください。

- ・利用希望月の前月 1 日から申込みできます。
- ・初めてご利用の方は、お子さま同伴の面接があります。
- ・利用開始の**4日前までに**書類提出と事前面接を済ませてください。
- ・申込みの際は、母子手帳をご持参ください。

提出書類	
共通 (定期利用・不定期利用)	一時預かり事業利用申請書 ・ 問診票 健康及び生活状況票 ・ 家庭における食物摂取状況 食事調査表 (1歳3か月までのお子さま対象)
定期利用のみ	父母及び65歳未満の同居家族について、家庭での保育が困難であることがわかる証明書。 (就労証明書・診断書・在学証明書の写し・介護保険被保険者証の写し 等)
食物アレルギーのあるお子さま	食物アレルギーに関する調査表 教育・保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表 食物アレルギー除去依頼申請書 佐倉市食物アレルギー与薬依頼書 (医師の指示がある場合)

幼児教育無償化について (利用する前に市への申請が必要です。)

- ・幼稚園、認可保育園、認定こども園等を利用していない3～5歳児クラスのお子さま (または住民税非課税世帯の3歳未満の子) が、保育の必要性の認定を受けた場合、一時預かり事業の保育料も無償化の対象となります。
- ・無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定申請書」「就労証明書」等を市に提出し、**利用開始前までに無償化の認定を受けることが必要**です。施設から配布される申請書にご記入の上、下記まで御提出ください。

<認定要件>

- ◎月13日以上かつ1日4時間以上の就労 ◎出産 ◎求職
- ◎入院や通院加療、心身障害等 ◎病気や障害等を持つ親族の看護・介護
- ◎学校教育法に規定された学校や職業訓練校に在学 等

(提出先) 〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市役所2号館1階こども保育課 TEL: 043-484-6245